

# 特別経営強化計画（ダイジェスト版）

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第16条）

---

2026年1月



# 目 次

---

1. 経営強化計画の策定にあたって	..... 2
(1) はじめに	
(2) 特別経営強化計画の実施期間	
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている 地域における経済の活性化に資する方策	..... 3
(1) 当信用組合の基本方針	
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策	
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの 復興に資する方策	
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
3. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策	..... 8
(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針	
(2) 法令等遵守態勢及び今後の方針	
(3) 反社会的勢力等の排除に対する今後の方針	

# 1. 特別経営強化計画の策定にあたって

---

## (1) はじめに

当信用組合は、2012年1月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会を通じ200億円の資本支援を受け資本の増強を図り、以降、地域にもっとも密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け、中小零細事業者・個人の皆様に対し積極的な信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に取組んでまいりました。

当信用組合の営業地区におきましては、復旧計画に基づく社会インフラの整備等は着実に進展している一方で、廃炉に向けた動きの中で、避難指示解除に伴う帰還者動向や風評被害の問題は根深く、震災前の事業規模までは回復していない事業者も数多く見受けられ、未だ復興の途上にあります。また、2023年の台風被害や長きに亘った新型コロナウイルス感染症の影響も重なって、その先行きは不透明であり、地域経済の停滞や市場規模の縮小が懸念される厳しい状況が続いております。

このような状況下、当信用組合は地域経済の復興と活性化の役割を担いつつ、これまでの「特定震災特例経営強化計画」に掲げる各方策に取組んだ結果、一定の財務基盤の健全性が確保され、このたび、金融機能強化法第16条3項に規定する「経営が改善した旨の認定」を受けるに至りました

今後につきましては、2025年4月より開始される「特別経営強化計画」のもと、未だ復旧・復興の途上にある地域の中小零細事業者・個人の皆様を全力でお支えしつつ、公的資金の返済に向け着実に取組んでまいります。

また、2024年11月及び2025年10月に公表いたしました不祥事件につきましては、組合員並びにお客様、地域の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当信用組合は、2025年5月29日及び同年10月31日にそれぞれ東北財務局、金融庁より発出された業務改善命令を厳粛に受け止め、同年6月30日及び同年11月14日に同局、同庁へ提出いたしました業務改善計画に基づき、役員が率先して企業風土の抜本的な改革に取組み、組織全体に「新生いわしん」を浸透させ、業務改善計画に掲げた各種取組みを着実に進めてまいります。また、業務改善計画書に掲げた各種取組みにつきましては、不断の見直しも行い、相互扶助を理念とする協同組織金融機関として、職員のみならず、組合員並びにお客様、地域の皆様の声にも真摯に耳を傾け、これからも地域を支える金融機関としての役割を果たしてまいります。

## (2) 特別経営強化計画の実施期間

2025年4月から2030年3月末まで（5年間）

当信用組合は、金融機能強化法附則第16条第1項の規定に基づき、2025年4月から2030年3月までの特別経営強化計画を実施いたします。

なお今後、強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告いたします。

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

---

### (1) 当信用組合の基本方針

当信用組合の主たる営業基盤であるいわき市は、福島県の東南端、東は太平洋に面し、重点港湾指定を受けた福島県最大の小名浜港を始めとする11か所の港を有しており、漁業・海産物加工業が盛んな地域です。また、年間を通して寒暖の差が少なく、東北地方の中では年間日照時間が最も長く、1日の平均気温が最も高い温暖な気候と国宝「白水阿弥陀堂」、塩屋崎灯台等歴史的建造物、スパリゾートハワイアンズ、アクアマリンふくしま等の観光施設などの多彩な資源を活かした観光都市となっています。

昨今の経済状況は、長期に及んだコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等による資源価格の上昇、米国の相互関税導入による輸出産業の収益性低下等、全産業への多岐にわたる影響から、物価上昇によるインフレ圧力が高まっています。こうした中、個人消費も物価上昇の影響を受けて伸び悩んでおり、また、公共工事など一部の産業は堅調となっているものの、企業の倒産件数は増加傾向に転じております。

当地域は、他の地方都市と同様、企業の減少・少子高齢化等の課題を持ち合わせている一方で、廃炉に向けた関連企業等の進出に加え、これらがもたらす雇用創出等、地域活性化に繋がる期待もあります。物流・観光の一大拠点である小名浜港湾にかかる整備事業を始め、復旧計画に基づく社会インフラの整備状況は順調に推移しており、遅延傾向にあった稼働法人数も増加しております。他方、廃炉に向けた動きの中で、依然として、原発事故風評被害による先行きに対する不透明感から、漁業を始めとする第1次産業への影響は深刻な状況が続いております。

今もなお続いている原発事故を含めた震災の影響のみならず、2023年の台風被害や長期に及んだコロナ禍の影響も重なり、昨今の経済環境の変化が及ぼす今後の影響も新たな懸念となっており、震災の影響だけを勘案することが困難な状況にあるものと考えております。

当信用組合では、地域での「つながり」、地域社会における人々の信頼関係や結びつきを『ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)』と定義づけ、これを基軸とすることで、それぞれのお客様に合った価値創造の提案や課題解決提案などによる伴走型金融支援を積極的に進めております。また、十分かつ円滑な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化には不可欠であり、独自性を発揮して様々な施策をスピーディーに実行し、多岐にわたる復興ニーズに対し、的確かつ迅速な対応に取組んでまいります。

今後も、健全な業務運営の推進とともに、相互扶助を基本理念とする地域密着型の金融機関として、社会的使命と公共性の自覚と責任を持ち、本強化計画に基づいた施策に取組み、地域への信用供与の円滑化を図り、東日本大震災からの復興のみならず、相次ぐ自然災害や予期せぬ感染症蔓延の影響を受けた地域経済の活性化に積極的に取組み、地元復興を推し進めてまいります。

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

### (2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策

#### ① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策

施策	取組内容
営業体制の充実と復興・創生支援にかかる態勢強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員の適性に応じた定期的な人事異動による効率的な配置や支店長公募制度の導入及び登用</li><li>・復興、創生支援にかかる専担部署の事業支援部を主体とした営業店との連携による本業支援の取組み</li><li>・OJT、外部講師による実践訓練研修、内部講師による感動満足接客研修等を通じた職員の育成・教育</li></ul>
相談体制の機能の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家によるコンサルティングの実施</li><li>・経営者交流会「うるしの実クラブ」会員向けの情報提供サービス</li><li>・時間外営業相談業務の実施</li></ul>
戦略的営業活動の展開	<ul style="list-style-type: none"><li>・感動接客を通じた対面訪問を基軸とした営業活動</li><li>・営業担当者と内部担当者がペアとなり情報を共有する「スマート営業」の導入</li><li>・職域サポートプラン「いわしん安心バリュー」の推進</li></ul>

#### ② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

施策	取組内容
常務会による検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・主觀部署である総合企画部にて取りまとめ常務会に報告し、強化計画に掲げる諸施策の進捗状況を定期的に検証</li><li>・取り組みが捗々しくない場合、常務会においてその要因を把握のうえ、所管部署に対し改善策の検討、策定を指示</li><li>・不祥事件の再発防止に向け、業務改善計画に掲げる取組施策の進捗状況についてもモニタリングを実施</li></ul>
理事会による検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・理事会へ定期的に報告することにより、非常勤理事の意見を伺い、必要に応じてその後の取組みに反映</li></ul>

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

---

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に応じた信用供与の条件又は方法の充実の方策

施策	取組内容
担保・保証に過度に依存しない融資の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・営業店での日常の業務活動における取引先事業者の業況把握</li><li>・財務、定性情報の集積による経営実態を踏まえた信用リスクの把握</li><li>・事業の見通しや事業からのキャッシュフローを重視した融資審査の強化</li><li>・「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用</li></ul>
信用保証協会付き融資の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・信用保証協会との意見交換会及び勉強会の積極的な開催</li><li>・信用保証協会の保証を利用した低金利の制度融資の推進</li></ul>
政府系金融機関との協調	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本政策金融公庫との協調融資商品の利用の推進</li></ul>

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

### (3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

施策	取組内容
相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・全営業店に「融資に係るご相談窓口」を設置</li><li>・本部与信関連部署と営業店との連携による的確かつ迅速な相談対応</li><li>・WEB相談を加えた相談機能の充実、営業力の強化</li></ul>
融資条件の弾力化及び積極的な融資対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災されたお取引先の元本据置や金利引下げなど返済条件の変更等の柔軟な取扱い</li><li>・お取引先の事業再生に向けた経営計画の策定支援や定期的なモニタリング</li></ul>
営業拠点機能の維持・強化と機能の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・統廃合店舗に配置していた職員の基幹店舗等への再配置</li><li>・研修等による渉外及び窓口職員の営業力強化等の推進</li></ul>
復興・創生に向けた商品の開発と提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・震災発生直後からの緊急生活資金の取扱いの開始</li><li>・復興の進捗状況に応じて変化するニーズを的確に捉えた新商品の提供</li><li>・震災以降に発生した自然災害により被災した事業者及び個人に対する融資商品の提供</li></ul>
経営者交流会 「うるしの実クラブ」の運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・会員相互の事業の活性化、業況拡大・好転を目的としたビジネスマッチング交流会の開催</li><li>・人材不足の課題を抱える事業者をマッチングさせる「ダイバーシティ人材のマッチング交流会」の開催</li><li>・若手経営者や後継者を対象とした「次世代経営者の会」セミナーの開催</li><li>・福島職業能力開発促進センターとの共催による「生産性向上支援訓練セミナー」の開催</li></ul>

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

### (4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

#### ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策

施策	取組内容
創業又は新事業の開拓に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・創業、新事業支援資金「フロンティア」の提供</li><li>・いわき市との連携による「磐城国地域振興・創業塾」の開催</li></ul>
クラウドファンディングの活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・「クラウドファンディング磐城国」の運営</li><li>・コロナ対策企画「企業ひとつ技 応援ファンド」の立ち上げ</li></ul>

#### ② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化の方策

施策	取組内容
事業再建や経営改善に向けた金融支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業診断士等2名の専門家による常設の専門家相談会の実施</li><li>・外部支援機関の専門家派遣を活用した事業再生、再構築</li></ul>

#### ③ 早期の事業再生に資する方策

施策	取組内容
事業再生への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・財務情報等による定量面の状況把握と定期的なモニタリングによる定性面の実態把握</li></ul>
外部機関との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業再生計画策定に関する助言・相談など、各種専門家との協働による対応</li></ul>
販路拡大等に向けての対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ビジネスマッチング交流会の定期的な開催</li><li>・信用組合のネットワークを通じた商談会等への出店支援</li></ul>

#### ④ 事業承継に対する支援に係る機能の強化の方策

施策	取組内容
事業承継にかかる支援メニューの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・「事業承継診断書」を用いた実態調査</li><li>・M&amp;A仲介プラットフォーム等外部機関との連携強化</li></ul>

### 3. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

---

#### (1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針

当信用組合では、一連の不祥事件を踏まえ、2025年6月に経営陣の刷新と理事定数の見直し（理事定数8以上11名以内から6以上9名以内に変更）を実施いたしました。なお、常勤理事には全信組連より常務理事（コンプライアンス部門等担当）を招聘し、非常勤理事には新たに有識者2名（公認会計士、社会保険労務士・中小企業診断士）を招聘して4名体制に増員しており、経営の透明化と適切なガバナンス態勢の再構築・強化を図っております。

常勤理事4名と非常勤理事4名で構成する理事会を業務執行に関する重要事項を決定する最高意思決定機関とし、常勤監事1名と非常勤監事2名（弁護士、司法書士）も理事会に出席して適宜意見するなど、理事会及び執行部（常勤理事）に対する経営監視・牽制の強化に努めております。

また、常勤役員、執行役員及び本部部長で構成する常務会を毎週開催し、日常的な業務執行を担っております。さらに、常勤役員、執行役員及び本部部長で構成する経営戦略会議を定期的に開催し、経営管理態勢の強化を図っております。

理事会では、「コンプライアンス管理規程」や「リスク管理基本方針」、「統合的リスク管理基本方針」、「自己資本管理方針」を制定し、その重要性について支店長会議や役職員大会等、機会あるごとに理事長ほか常勤役員から全役職員にメッセージを発信、周知徹底することで、透明性のある業務運営と適切な経営管理態勢の確保、役職員の法令等遵守に対する意識向上に努めております。

これまでの経営トップによるトップダウン体制が再び構築されることを防止するため、業務運営に係る重要な事案は、執行部、常勤監事、執行役員本部部長が出席する常務会で報告・審議のうえ、理事会に上程する態勢を厳守いたします。常務会では、執行役員や本部部長にも自由闊達に意見してもらう等、より深度のある議論を行ったうえで結論を出し、その結果を理事会に上程することを徹底してまいります。

また、理事会による執行部への監督、牽制、監事会又は監事による執行部及び理事会への監視・牽制、執行部による業務執行状況等について、中立性のもと多面的な視点から検証・評価するほか、必要な指導・提言を行う経営監視委員会（弁護士、公認会計士、地域の有識者で構成）を設置しております。

### 3. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

#### (2) 法令等遵守態勢及び今後の方針

施策	取組内容
理事長によるメッセージの定期的発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・経営改革の断行、不祥事件等の根絶に向けた強いメッセージを定期的に発信することで、全役職員の法令等遵守および反社会的勢力遮断の意識向上を図り、企業風土の変革を経営トップとして牽引していく</li></ul>
コンプライアンス推進態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・コンプライアンス統括部の新設</li><li>・各部店（一次部門）、コンプライアンス統括部（二次部門）、監査部（三次部門）による「3線管理体制」を構築</li></ul>
コンプライアンスプログラム、反社会的勢力対応に関する規程等の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・全組合的にコンプライアンスの取組みを推進できるよう、マインド醸成、教育プログラムの設定等を行う</li><li>・反社対応に関する規程等について実践的な内容へと見直し、役職員の理解力向上と正しい判断力を育成</li></ul>
全役職員のコンプライアンスマインドの醸成（再教育）	<ul style="list-style-type: none"><li>・役職員の階層別のコンプライアンス教育プログラムの設定</li><li>・各部店単位でのコンプライアンス勉強会の実施</li><li>・一般社団法人全国信用組合中央協会（全信中協）主催の研修受講</li><li>・役職員のコンプライアンスマインドのモニタリング（理解度確認）</li><li>・役職員のコンプライアンスマインドの醸成状況の人事考課への反映</li><li>・法令等遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施</li></ul>
役職員が不祥事等について安心かつ躊躇なく相談・通報できる相談窓口の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・内部通報、相談窓口について、コンプライアンス統括部担当役員を任命</li><li>・全信中協が設置している信用組合役職員向けの公益通報等相談窓口の利用を周知</li><li>・当信用組合と利害関係のない法律事務所を窓口とする外部通報制度の構築</li></ul>
企業風土の再構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・理事長と職員（階層別又は部店別）による座談会（双方向の意見交換会）の定期開催</li><li>・所属長による所属職員への1on1ミーティングの定期実施</li><li>・外部業者を活用した法令等遵守に係る無記名アンケートの実施</li><li>・経営陣との匿名式チャットミーティングの継続開催</li><li>・部下に対する業績達成等に向けた不適切な圧力、プレッシャー等の禁止徹底</li></ul>

### 3. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

---

#### (3) 反社会的勢力等の排除に対する今後の方針

施策	取組内容
反社会的勢力等との取引解消	<ul style="list-style-type: none"><li>・警察当局、暴追センター等外部機関との連携</li><li>・民事介入暴力対策に対応する法律事務所との契約</li><li>・警察OBの採用</li></ul>
反社会的勢力等との取引の未然防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・形骸化した反社チェックに関して、具体的な手順や照会方法を示したルールの策定と規程化</li><li>・職員による反社チェック能力の平準化</li><li>・新たなチェックツールの導入</li></ul>
取り組み状況の発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページに隨時公表し組合員並びにお客様、地域の皆様などに広く発信</li></ul>